平成２９年度　西伊豆町教育委員会第８回定例会

１　開催日　　平成２９年１２月１３日（水）　１３：３０～　１３：４０
２　場　所　　西伊豆町中央公民館　１Ｆ　講義室
３　出席者　　山本久美子委員（職務代理）・鈴木秀輝委員・渡邉美成委員
　　・藤井繭子委員
　　［事務局　髙木光一・山本みち代］
　　欠席者　　清野裕章教育長
４　傍聴者　　なし

職務代理：ただ今の出席委員は４名です。過半数に達していますので、ただ今から平成２９年度第８回の定例会を開催いたします。本日は清野教育長が欠席となりましたので、教育長職務代理の私が議事進行役を務めさせていただきます。宜しくお願いいたします。

職務代理：まず「議事録の承認について」ですが、平成２９年１１月２２日開催の第７回定例会の議事録については、私、山本久美子と清野教育長が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。
（委員：全員異議なし）

職務代理：次の議事録署名委員ですが、鈴木秀輝委員にお願いします。
（鈴木委員：了解）

職務代理：それでは、第１３号議案の「西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

髙　　木：それでは、第１３号議案をご覧ください。「西伊豆町児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」ですが、議案にありますとおり、児童生徒就学援助費の新入学児童生徒学用品費を小学校及び中学校入学前の支援が必要とする時期に、速やかに支給することができるように要綱を改正したいものであります。改正の内容につきましては、担当の山本から説明をさせていただきます。

山　　本：こちら付けさせていただいている要項は現在の要綱となります。こちらの方ですと、第２条の支給対象者の方が、援助費の支給を受けることのできる者は西伊豆町に住所を有し、西伊豆町立小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者となっております。こちら現在在籍する児童・生徒となっておりますので、今回の改正では新旧対照表をご覧いただき、改正後（案）というところになりまして、こちら在籍する児童・生徒の後に、又は入学予定者という一言を付けさせていただきます。それに従いまして、後の３条、４条等につきましても、入学予定者が対象になる形で改正させていただきたいと思っております。３条の申請の額につきましては、現在は準要保護については学校経由の申請となっておりますが、入学予定者についてはまだ学校に入学していない方も対象となりますので、教育委員会へ直接

申請していただく形になります。また、支給につきましても、学校長を経由だけではなく、直接受給者に支給する形をとる予定でございます。また支給期間につきましても、当初の４月から３月ではなく、入学前となり、今年度としますと来年２月頃に募集をしまして、３月頃に支給するような形をとらせていただければと思っております。以上です。

職務代理：ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見はございますか。

職務代理：今までは学校を通していたということなのですが、本人はどうやって知り得るのでしょうか。

山　　本：対象者には入学通知を送付する時に、同封する予定でおります。

鈴木委員：民生委員の同意書、推薦書が必要になるのか。今まで学校長の推薦書を出していたが、どうなるのか。

山　　本：在学児童につきましては、従来通りの手続きを取っていただく予定となっており、入学前なので学校長の承認は難しいと思いますので、そこについては入学後に書いていただくことになるかと思います。

髙　　木：出来るだけ必要な時に支給してあげたいというのが改正の理由になります。

鈴木委員：修学旅行を５月に行く学校もあるみたいなので、確かに４月頃から必要になってくる人もいると思う。

職務代理：引っ越してきた場合はどうなるか。

髙　　木：あくまでも入学前に必要とする方に申し込んでもらい、対象の方は今まで同様の手順で申し込んでもらっても大丈夫です。対象者は小中併せて１０名を想定しております。

鈴木委員：新入生でその人数なのか。

髙　　木：そうです。小学校５名。中学校５名を想定しております。

鈴木委員：結構多いですね。

髙　　木：そうですね。今までは就学援助費と言うのを知らない方がいらっしゃったケースもありまして、チラシを早い段階でお配りして、去年と今年は告知に少し力を入れております。今年は割と多いかという感じはしております。ですが、まだ申請が出来る方でしていない方はいるかと思います。

職務代理：何名中の５名なのですか。

山　　本：実質の対象者ということですか。６年生だと５０名くらい。新入生は３０名くらいです。

髙　　木：静岡県は申請は少ない方で、援助率は５％程度だったと思います。全国的には１０～２０％くらいだったかと思います。

藤井委員：町の告知といいますか、入学時に説明されたりしているというので、町の告知で係の方が入学時に説明に来てくれることで、そういう制度があるということを知った上で活用する、しないは自由なので、こういうことがあるということは広まっていると思います。

髙　　木：これ以外でも教育委員会として制度で活用できるものであれば、告知に

力を入れさせていただきたいと思います。

職務代理：他にご意見はありませんか。それでは、他にないようですので、第１３号議案について、賛成の方の挙手をお願いします。

（委員：全員挙手）

職務代理：挙手全員ですので、第１３号議案については可決されました。以上で本日の議事案件は全て終了いたしました。それでは平成２９年度第８回の定例会を終了します。皆様お疲れ様でした。